

日本近代都市における水利事業の展開と慣行水利権

——琵琶湖疏水鴨川運河における「伊藤水車」の水力使用をめぐる——

白 木 正 俊

【要約】 従来、日本の近代における水利について論じる場合、その多くは農村における灌漑用水が主であり、都市において論じられることは稀であった。本稿で考察する琵琶湖疏水事業は、一八九一年に開始された京都市営の水利事業である。その用途は灌漑用水のみならず水力、電気、舟運等に及ぶ多目的の水利事業であり、事業開始以来、京都の近代化を牽引してきた社会資本であった。本稿ではその中でも、鴨川運河から引水使用した精米水車業の「伊藤水車」の水力使用に注目した。大正期以降の京都市の経済発展の進展に伴い、琵琶湖疏水事業の重点が水力・舟運から電気に移行していく過程で、一九二〇年の使用条例の改正を機に、京都市は、鴨東地域南部の地域名望家、伊藤庄兵衛等が近世以来の慣行水利権を根拠に認められ続けてきた疏水の特権的使用に反対し、両者の論争のうえ最終的に特権が否定され、使用料の公平化が実現し、近代都市における「市民的公共関係」が成立する過程を解明している。

史料 一〇〇巻二号 二〇一七年三月

はじめに

本稿の主たる課題は、日本近代都市における水利使用の特徴を、都市が近代化する過程の中で解明し位置付けることにある。具体的には、一八九二年以降、京都市が公営事業として経営を開始する琵琶湖疏水事業のうち、鴨川東岸に並行して市中を貫流する鴨川運河（九五完成）の水力使用をめぐる、近世以来、精米水車の動力源として鴨川から取水してき

た「伊藤水車」(以下、伊藤喜三郎・速水リツ・伊藤庄兵衛の三者及びこの三者が経営する水車を「伊藤水車」と略す)と琵琶湖疏水事業を経営する京都市との関係を、水力使用の条件や使用料を規定した使用条例の制定及び改正の過程で検証することにある。

従来、日本近代における水利使用に関する研究は、法制史、農業経済史の分野を中心に、灌漑用水の研究に重点が置かれ解明されてきた。そのため、都市に比べ相対的に大規模な農耕地を有する農村地域の研究が主流であった。治水・利水について明治中後期における河川法等の諸法令施行過程において、近世以来の水利使用者の権利を踏襲した慣行水利権と寄生地主制下の農業生産力との関係が問われ、水利に関する法整備が進んだ段階においても慣行水利権が是認され、そのことが農業生産力を抑制してきたことがしばしば指摘されてきた。^①すなわち、河川を私権の対象としない公水主義の立場を採用し、水利権は公法的な河川を管理する地方行政庁の許可を必要とするようになったにもかかわらず、河川法施行規則によって、法の施行時に既に現存する水利使用については「許可ヲ受ケタルモノト看做ス」と規定された。この規定により慣習法上の権利が河川法上の権利と同一となる慣行水利権が成立したとされ、この固定的な水配分秩序は、兼業農家の増加、土地改良事業の進行、農業機械化の進行により村落秩序が解体を遂げる一九六〇年代以降まで続いたと言われている。^②また、近年の研究では、土功会、水利組合、町村が水利慣行の改善に大きな役割を果たしたことが指摘されている。^③

しかし、検証の対象はあくまでも灌漑用水に関する水利慣行であり、本稿で取り上げる多目的に使用された都市の水利使用と既存の水利権との関係については、十分に検討されてきたとは言いがたい。都市における水利の研究はもっぱら上水道の建設に関する研究が主であり、前近代からの既存の水利権との関係は重視されていない。しかし、農村に比して工業化や都市化の進行による経済成長が急速であるため、近世以来の共同体秩序が早期に解体する都市において、慣行水利権が解体していく事情も自ずと異なるはずである。よって、都市の慣行水利権が何時、如何なる理由により成立または解体を遂げていくのかを解明し、都市の水利史研究の先駆に位置付けることが本稿の第一の課題である。それを解明する上で、

慣行水利権を根拠に琵琶湖疏水から大規模な水量の特権的使用を京都市から受けてきた伊藤水車は格好の事例である。

この点は、近年、日本近代都市史研究の問題点として立ち遅れが指摘されている近代都市Ⅱ自治体公共団体の要をなす「市民的公共関係」の形成を説明することでもあり、その具体的表現である都市の行財政の管理運営の性格の一端を提示することでもある。従来、都市史の先行研究では、近代都市から現代都市への転形の指標として、ハーバーマスの「市民的公共性」の定義に依拠し、「市民的公共関係」は市民社会への公共政策Ⅱ自治的行財政（勸業・港湾・道路・衛生・水道等）の開始により成立したと理解され、その財政規模が拡大していく過程や担い手の説明が重視されてきた。^④しかし、ハーバーマスは「市民的公共関係」を、市民の私有圏への公共的関心が高まるにつれて発展したもので、市民の理性的な合意の成果（Ⅱ公論）に規定された法律によって、万人を平等に拘束し、特別免除や特権を原則的に禁じ、如何なる例外も容認しないものと定義している。^⑤この定義を踏まえるならば、「市民的公共関係」概念の都市史研究への適用は、都市行政による市民に対する平等な権利関係が成立する観点から、より厳密に検討する必要がある。本稿では、京都市の水力使用事業と伊藤水車の水力使用の関係を問うことにより、「市民的公共関係」が成立していく内実を明らかにする。

一方、琵琶湖疏水についての歴史研究は、従来、その計画と建設の政治過程が主に検証されてきた。^⑦近年、疏水完成後の水利事業の展開について検証されるようになり、水力発電、御所や東本願寺への防火用水、南禅寺界隈の庭園群や京都御所への池泉の引水、鴨東運河沿岸への水力使用に関する研究が、文献史学、建築学、土木工学・造園学の歴史研究者を中心に進められてきている。しかし、その多くは、明治後期までの水利使用の変化や広がりを究明するに止まり、第一次世界大戦以降の京都市の急速な経済発展による工業化の進展や産業の多様化や、それに伴う条例の改正との関係を問うものではない。本稿で取り上げる伊藤水車は、第一次世界大戦後の水力使用の用途変化に伴う京都市の条例改正により、従来の水力使用に大きく規制を受ける。よって、京都市の水利事業と使用者との相互関係、目的が異なる水利事業間の相互関係を説明できるはずである。これが本稿の第二の課題である。

- ① 渡辺洋三「河川法・道路法」鶴飼信成ほか編『講座日本近代法発達史』六（勤草書房、一九五九年）、馬場昭「水利事業の展開と地主制」（御茶ノ水書房、一九六五年）。玉城哲「河川水利制度の確立」今村奈良臣ほか著『土地改良百年史』（平凡社、一九七七年）。玉城哲ほか編『水利の社会構造』（国際連合大学、一九八四年）。
- ② 玉城哲「水社会の構造」（論創社、一九八三年）、一七二〇、一六〇～一六一。
- ③ 服部敬「近代地方政治と水利土木」（思文閣、一九九五年）。
- ④ 大石嘉一郎・金澤史男編『近代日本都市史研究』（日本経済評論社、二〇〇三年）、一〇・一五・二〇。
- ⑤ ハーバース著・細谷貞雄訳『公共性の構造転換』（未来社、一九七三年）、三五・一一・一二。
- ⑥ 琵琶湖疏水事業全体について論じたものとして、京都新聞社編『琵琶湖疏水の二〇〇年（叙述編）』（京都市水道局、一九九〇年）がある。同書は本稿で論じる「伊藤水車問題」について唯一言及したものである。
- ⑦ 寺尾宏二「明治初期京都経済史」（大雅堂、一九四三年）。吉田光邦「近代技術と琵琶湖疏水」琵琶湖疏水図誌刊行会編『琵琶湖疏水図誌』（東洋文化社、一九七八年）、佐々木克「琵琶湖疏水の政治的背景」『滋賀近代史研究』二二（一九八六年六月）。寺尾宏二「琵琶湖疏水史論考覧書」『経済経営論叢』二三卷二（京都産業大学、一九八八年九月）。織田直文『地域開発に関する計画論的研究』（一九九三年）。山崎有恒「内務省の河川政策」高村直助編『道と川の近代』（山川出版、一九九六年）。高久嶺之介「近代日本の地域振興」（思文閣、二〇一一年）。小野芳朗他二名「琵琶湖疏水建設に関わる鴨東線路と土地取得の実態」『日本建築学会計画系論文集』六七六号（二〇一二一年六月）。
- ⑧ 明治後期の琵琶湖疏水事業全体を論じたものとして、天野光三「明治期の土木事業と投資効果（琵琶湖疏水事業を事例として）」『日本土木学会第三回土木史研究発表会論文集』（一九八三年）がある。
- ⑨ 電気事業を論じたものとして、朽木清「京都市営電気事業の初期経営事情と経営目的の転換」『経営研究』五八号（大阪市立大学、一九六二年一月）、前掲「近代日本の地域振興—京都市の近代」、拙稿「明治後期の琵琶湖疏水と電気事業」伊藤之雄編『近代京都の改造』（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）がある。
- ⑩ 御所用水を論じたものとして、林倫子他三名「禁裏御用水の構造と周辺園地との関係」『土木学会論文集D』六五号（二〇〇九年）。小野芳朗「御所用水の再建—京都市街の防火」『土木史研究 講演集』二九号（二〇〇九年）、同「近代御所用水の成立—琵琶湖疏水の効用とその限界」『建築史学』六〇号（二〇一三年三月）、東本願寺への防火用水を論じたものとして、村松貞次郎「東本願寺防火用水工事について」真宗大谷派本願維持財団『明治造営百年 東本願寺』（巖南堂書店、一九七八年）、大谷大学真宗総合研究所真宗本願（東本願寺）造営史料室編『真宗本願（東本願寺）造営史』（東本願寺、二〇一一年）がある。
- ⑪ 南禅寺界隈の庭園用水を論じたものとして、矢ヶ崎善太郎「明治期における南禅寺近傍の別荘地開発」『京都工芸繊維大学学術報告』一九九〇年、尼崎博正『七代目小川治兵衛』（ミネルヴァ書房、二〇一二年）がある。
- ⑫ 小野芳朗「水系都市京都」（思文閣、二〇一五年）。小野は同書の中で、京都市が所蔵する簿冊「水力使用台帳」を一次資料として大幅に使用し、岡崎地域を流れる鴨東運河の精米水車や工業用動力等への水力使用、南禅寺界隈の庭園池泉への水力使用について、その使用者と使用水量の変化を詳細に解明している。小野が使用している一次資料

「水力使用台帳」は京都市上下水道局疏水事務所に保管された資料で、筆者が同局在任時に整理のうえ目録を作成したので、容易に閲覧できる資料であった。しかし、現在、同局はこれらの資料に多くの個人情報報が記載されていることを理由に、一般市民への自由な閲覧を許可しない。

ていない。よって、小野が把握している事実を一般市民は知ることができない。こうした事情を踏まえ、筆者は今後における同テーマの後継研究者との研究条件の公平を期するため、これらの資料を本稿で使用しない。

1 鴨川運河開鑿以前の鴨川からの水力使用

論を起すにあたり、鴨川運河開通後の水力使用の特徴を説明するため、同運河開鑿以前の鴨川の水力使用の状況を踏まえておきたい。一八八三年一月五日、京都府知事の北垣国道は、京都府勧業諮問会において琵琶湖疏水計画を京都市中有力者に示すため「諮問案 起功趣意書」を提出した。この書類に添付された「水車営業取調表」「常運転水車ノ中減水ニ付休否取調表」「明治十六年九月中旬水車景況取調表」から、八三年における鴨川から取水していた精米水車所有者の水車の使用状況を知ることができる。同年夏季には畿内で長期の晴天が続き、京都市中は渇水に見舞われた。京都市中の月間降水量は、七月―五六・九mm、八月―一八・五mmで、七月一六日以降は快晴または晴天で、八月の降雨日はわずかに一日だけであった^①。そのため、鴨川の水位は著しく低下し、沿岸の精米水車所有者は鴨川からの取水が困難となり、同年八―九月に鴨川からの取水量、稼動する水車の数、玄米を搗く臼数の制限を余儀なくされている。図表①をもとに、その特徴を抽出してみよう。

まず、精米水車所有者全一八者の分布状況についてだが、所有者は上流域では西岸に集中しているが、高野川との合流点から下流の地域では東岸に偏在している。その規模に着目すると、所有臼数は伊藤喜三郎八〇台、伊藤庄兵衛七六台、内藤松縁外一名七二台、内藤卯兵衛六四台の順で多く、年間春米京都市中輸送量は内藤卯兵衛八六四〇石、伊藤庄兵衛八五五〇石、伊藤喜三郎七六二〇石の順で多い。これらのことから、下流東岸に所在する伊藤庄兵衛・伊藤喜三郎、内藤卯

図表① 鴨川沿岸における精米水車所有者の分布状況

1883年

所有者	所在地	所有 臼数 (台)	年間春米 京都市中 輸送量 (石)	年間 休業 期間	休業 臼数 (台)	休業 臼数の 比率 (%)	休業 開始日	8月16日～9月20日の 臼の回転状況
間本市次郎	高野川合流点より上流 愛宕郡上賀茂村葵ノ森	東岸	48	1350	24	50	8月27日	8月16日～9月2日：5臼回転 9月3日～9月8日：休業 9月9日～9月12日：12臼回転 9月13日：全転
石川忠七外3名	愛宕郡小山村花絨	西岸	48	1950	48	100	7月27日	8月16日～9月13日：休業 9月13日：全転 9月14日～：24臼回転 9月20日：全転
内藤松緑外1名	愛宕郡小山村惣島	西岸	48	1800	7～8月			夏期休業
内藤松緑外1名	愛宕郡小山村中溝	西岸	24	900	7～8月			夏期休業
小林治助外3名	愛宕郡小山村堀池	西岸	36	1344	7～8月			夏期休業
齊藤貞吉外1名	愛宕郡田中村六反	東岸	36	1944	7～12月			休業
小嶋志満	上京区第12組梶井町	西岸	12	72		12	100	夏季 8月16日～9月23日：休業
藤田次郎左衛門	上京区第32組東丸太町	東岸	48	5184		48	100	7月20日 8月16日～9月12日：休業 9月13日：全転 9月15日～：休業
森四郎外1名	上京区第32組依風町	東岸	42	3600		42	100	8月14日 8月16日～9月12日：休業 9月13日：28臼回転 9月15日～：休業
岡野伝三郎外1名	上京区第32組下堤町	東岸	36	4200		4	11	8月1日 8月16日～9月12日：休業 9月13日：18臼回転 9月15日～：休業
内藤卯兵衛	上京区第31組東生洲町	西岸	64	8640		64	100	8月14日 8月16日～9月12日：休業 9月13日：18臼回転 9月15日～：休業
岩佐新兵衛	上京区第33組新丸太町	東岸	56	7560				8月16日～9月12日：休業 (時々20臼計転) 9月13日：全転 9月15日～：休業 9月中旬：28臼回転
佐々木伊三郎外1名	下京区第20組富川筋五丁目松原橋	東岸	48 (64)	4990		40	83 (63)	5月15日 8月16日～9月13日：16臼回転 9月13日：22臼回転 9月中旬～：全転
藤田軌道外1名	下京区第20組富川筋八丁目	東岸	20	672		16	80	5月15日 8月16日～9月13日：休業 9月13日：全転 9月15日～：休業 9月20日：4時間全転のち休業
伊藤喜三郎	下京区第27組土堀詰町	東岸	80	7620		60	75	5月10日 8月16日～9月13日：休業 9月13日：全転 9月15日～：休業 9月中旬：20臼回転
速水徒弥 (速水満取)	下京区第27組日吉町	東岸	40	4320		20	50	6月5日 8月16日～9月13日：休業 9月13日：全転 9月中旬：16臼回転
伊藤庄兵衛	愛宕郡柳原庄村西畑	東岸	76	8550		76	100	8月7日 8月16日～9月13日：休業 9月13日～15日：全転 9月15日～：休業 9月中旬：28臼回転
浅野松之助	紀伊郡福稲村施餉鬼田	東岸	40	6000		40	100	8月2日 8月16日～9月13日：休業 9月13日：20臼全転のち休業 9月20日～：20臼回転
小林藤次郎	紀伊郡福稲村施餉鬼田	東岸	20	3000		20	100	8月2日 8月16日～9月13日：休業 9月13日：20臼全転のち休業 9月20日～：20臼回転

出典 「水車営業取調表」「常運転水車ノ中減水ニ付休否取調表」「明治十六年九月中旬水車景況取調表」若松雅太郎編『琵琶湖疏水全誌 卷之二』(1888年)。

注1 鴨川上流から下流へと水車が所在していた順に所有者を記載した。

2 「水車営業取調表」と「常運転水車ノ中減水ニ付休否取調表」「明治十六年九月中旬水車景況取調表」では同一の調査項目で表記が異なる箇所があるため、異なる箇所については丸括弧内に補記した。

3 9月13日と20日に臼を全転または一部回転させている所有者が多いのは、それに先立つ11～13日と19日に降雨があったためである。

4 「伊藤庄兵衛」は原資料には「伊藤庄次郎」と記載されているが、これは2代目伊藤庄兵衛のことであり、本文との表記の混乱を避けるため「伊藤庄兵衛」に書き改めた。

兵衛の三名は、鴨川沿岸に立地する最も大規模な所有者であつたと言える。

次に、減水による休業臼数の比率についてだが、最上流に位置する関本市次郎と石川忠七外三名が五〇％で比較的低く、高野川合流点より下流に立地する一三の所有者のうち、七所有者は全臼の一〇〇％が停止している。しかし、残る六所有者のうち、岡野伝三郎外一名が一％で最も低く、速水徒弥（満収）が五〇％、伊藤喜三郎が七五％、藤田軌道外一名が八〇％、佐々木伊三郎外一名が八三％（六三三）である。

ところが、減水による休業開始時期に注目すると、最も早く休業するのは、中流域に立地する伊藤喜三郎の五月一〇日で、次いで佐々木伊三郎外一名と藤田軌道外一名の五月一五日、速水徒弥（満収）の六月五日の順である。同年四月から六月は渇水が本格化していない時期であり、降雨量は前年をやや下回る程度であつた。これらの中下流域の水車所有者は、回転させる臼数を平時の約二―五割に制限していたが、完全には停止させていない。

更に、七月以降の全臼の休業時期に注目すると、藤田次郎左衛門の七月二〇日が最も早く、次いで岡野伝三郎外一名の八月一日、最下流域の浅野松之助と小林藤次郎の八月二日、伊藤庄兵衛の八月七日、森四郎外一名と内藤卯兵衛の八月一四日の順である。雨が降らなくなつて一箇月が経過した八月一六日以降は、最上流域の関本市次郎が僅かに五臼を回転させている以外は、本格的に雨が降る九月一二日まで、全ての水車所有者は完全に休業していた。一日から一三日にかけてまとまった雨が降り、各所有者は平時の約三―五割の臼の回転を再開させている。

以上の渇水時の水車稼働状況を踏まえると、鴨川流域に立地する精米水車所有者を次の四つに類型化できる。

第一に晩期休業少量取水型である。渇水時においても休業臼数が比較的少なく、休業開始時期が最も遅い。最上流域の関本市次郎がこれに相当する。最も渇水が苛酷な時期においても短期間しか休業せず、降雨量や鴨川の水位の変化に営業が左右されることが比較的少ない。最も安定した水利使用が保障されているので、水利上最も有利な立場に立っている。

第二に完全休業無取水型である。渇水期の夏季に鴨川から一切取水せず、長期に休業する中上流域に位置する所有者で

ある。鴨川の水利使用において最も不利な立場にあり、内藤松縁外一名に代表される。

第三に早期休業少量取水型である。渇水期を迎える数箇月前から大幅に臼の使用を制限されるが、本格的渇水期を迎えるまで完全には休業せず、臼の稼動数を平時の約二―五割に制限されながらも、水利使用を認められている中下流域に位置する使用者で、伊藤喜三郎に代表される。

第四に晩期休業無取水型である。本格的渇水期を迎える八月まで休業しないが、本格的渇水期を迎えると全臼の稼動を休止する中上流域と最下流域に位置する使用者である。内藤卯兵衛と伊藤庄兵衛に代表される。

さて、本稿で注目したいのは、晩期休業無取水型の伊藤庄兵衛と早期休業少量取水型の伊藤喜三郎である。両者は鴨川流域の精米水車使用者の中で比較的下流に位置していたにもかかわらず、所有臼数と年間春米京都市中輸送量が極めて大きかった。とりわけ伊藤庄兵衛は本格的渇水期には全ての臼の稼動を休業させられたが、鴨川流域で最多の七六台の臼を八月七日まで稼動させていた。ここでは、この二人の伊藤が最上流に立地する関本市次郎に次いで、渇水時においても極めて有利な条件で精米を行っていたことを指摘しておきたい。では、鴨川運河が開通して以降、上記の精米水車使用は如何に変化したであろうか。

① 京都地方気象台編『京都気象一〇〇年』（財団法人日本気象協会 西本部、一九八一年）五〇、二四〇。

② 伊藤庄兵衛は愛宕郡白川村仕伏の白川においても二箇所で精米水車を所有し、この二箇所を合わせた伊藤の臼数、年間春米京都市中輸送量は八四台、四五三六石である。図表①記載の鴨川東岸の水車を合算すると、一六〇台、一三〇八六石となる。この数値は「水車営業取調表」「常運転水車ノ中減水ニ付休否取調表」「明治十六年九月中旬水車景況取調表」に記載された上京区・下京区・愛宕郡・葛野郡・紀伊郡の二九河川の精米水車一五〇箇所の全所有者の中で突出して大きい。

伊藤は京都市中及び近郊の精米水車所有者の中で最多の臼を所有し、最も多くの春米を京都市中に輸送する最有力の精米水車所有者であったことが窺える。

③ 一八八二年と八三年の四・五・六月の各降水量は、八二年が二〇八・〇mm、一二九・六mm、一五二・三mmであったに対し、八三年は一一・三mm、一二・七mm、一五三・一mmであった（前掲『京都気象一〇〇年』五〇）ので、八三年の降雨量は四月だけが前年の約五六％であるが、五月と六月はほぼ前年並みであるから、この時期が渇水期であったとは言い難い。

2 鴨川運河の開通と水力使用の変化

（1）鴨川運河の開通

琵琶湖疏水の鴨川運河が完成したのは一八九五年三月のことである。この運河は上京区川端通夷川から鴨川の東岸に沿って南下し、紀伊郡伏見町堀詰に至る全長約八九四五m、幅員約六・一mの水路である。孫橋・仁王門・三条・四条・松原・五条・正面・七条の閘門を通過し、約一二〇・九個（約三・三六四m³/秒）の水量を送水した。九〇年四月に竣工していた鴨東運河は岡崎地域を流れたあと鴨川に放流していたが、鴨川運河の開通により同運河と接続することになり、鴨川に放水していた水は鴨川運河へと流れ込み、舟運による京都市南部への物資の輸送が可能となった。これにより琵琶湖と京都と伏見の町が一本の運河によって結ばれた。更に末流の伏見町堀詰で旧伏見城外堀の濠川と合流したことにより、淀川を経て大阪湾と結ばれることになり、舟運により琵琶湖から大阪湾まで物資の運搬を可能とする新たな水上交通が誕生した。

さて、夷川から伏見上船溜までの鴨川運河は一〇〇分の一の勾配があつたため、その水流を途中で引水する水力使用が可能となった。琵琶湖疏水完成後の一八九一年五月二日、京都市は既に疏水水力使用条例・疏水運河使用条例・電動機使用条例を施行し、^③ 疏水を動力源とする水力・運輸・電気の一つの水利事業（『琵琶湖疏水事業』を各条例に基づき開始していた。疏水取水する個人や民間資本から使用料を徴収し、これを税外収入として市の財源とする公営事業を開始したのである。疏水水力使用条例では、水量一個あたり落差約二四・二四m以上の年間使用量を一六〇円、使用場所を第四トンネル北分水口、第六トンネル北口及び南口、光雲寺裏、鴨東船溜、小川筋の六箇所^④に当初定めていたが、鴨川運河の完成前年の九四年一〇月五日、京都市は同条例を改正し、使用場所に伏見インクライン上船溜を追加、更に、一九〇一年

五月二一日の二度目の条例改正^⑤では、第六トンネル北口及び南口、光雲寺裏、小川筋の取水口を廃止し、鴨川運河の各閘門際を追加した。閘門際で水位の差が一举に生じるため、その高低差を利用した新たな水力使用が生じることを見越した条例の整備を図ったのである。

(2) 鴨川運河の水力使用者

さて、鴨川の東岸に平行して鴨川運河が新設されたことにより、従来、鴨川東岸で取水していた前記の精米水車所有者の多くは取水路を破壊され、鴨川からの取水が不可能となった。図表①で示した鴨川東岸の精米水車所有者のうち、地形上、鴨川と鴨川運河の間に立地し、同運河開通後も鴨川から取水可能であった最下流の浅野松之助と小林藤次郎を除くと、夷川以南に立地する岩佐新兵衛から伊藤庄兵衛に至る六人の精米水車所有者は、鴨川から引水して精米水車を稼働できなくなった。一方、同運河開通後に同運河から水力使用していたのは、どのような人達であろうか。

図表②は鴨川運河が開通した一〇年後の一九〇五年における琵琶湖疏水の水力使用者を示したものである。水力使用者二四名のうち、一三名が精米のみの単一目的使用者で、六名が精米と製粉・組物・精箔・鍛冶・紡績等を併用する多目的使用者である。疏水開業初期の水力使用者の多くは精米を使用目的としていたことが窺える。更に、図表①と図表②を比較すると、運河開通以前に鴨川から取水していた精米水車所有者と鴨川運河から新規に取水した使用者との関係が、次のように明らかとなる。

第一に、鴨川運河開通により鴨川からの取水が不可能になったため、精米水車業の廃業または移転を余儀なくされたかのように見える精米使用者が存在していることである。藤田軌道外一名、速水徒弥（速水満収）、伊藤庄兵衛がそれに相当する。しかし、これらのうち速水と伊藤は実際には精米水車業を継続している。その点については後述する。

第二に、鴨川運河からの取水により新たに精米水車業を開業した使用者がいることである。長谷川熊次郎、飯田儀兵衛、

図表② 琵琶湖疏水事業における水力使用者

1905年

使用者	使用目的	水量	落差	分水所	取水路
山県有朋別邸	防火用水	1 個	10尺	蹴上船溜	山科運河
大谷派本願寺	防火用水	4 個	80尺		
山田啓助	製氷	2 個 5 分	7 尺	慶流橋際	鴨東運河
小篠長兵衛外 4 名	精米, 組物	17個 7 分	7 尺	白川分水西	
大塚栄治	精米	9 個 9 分	8 尺 5 寸	夷川船溜	
梶原伊八	精米	17個 9 分 5 厘	8 尺 5 寸		
岩佐新次郎	精米	50個 7 分 5 厘	8 尺 5 寸		
河本喜兵衛	精米, 精箔	11個 3 分	8 尺 5 寸		
三谷卯三郎	精米, 精箔	11個 3 分	8 尺 5 寸		
西木製綿合資会社	製綿	5 個	80尺	第 4 トンネル北口	疏水分線
沢辺伊之助外 1 名	精米	1 個	45尺	浄土寺町	
沢村栄次郎	精米	2 個	45尺	白川噴上南	
牧克正	精米	3 個 8 分	35尺	田中村北高原	
小畑源七	精米	2 個 5 分	35尺		
岩佐新次郎	精米	33個 4 分	7 尺 5 寸 3 分	仁王門開門	鴨川運河
佐々木卯三郎	精米	15個 6 分	5 尺	松原開門	
長谷川熊次郎	精米	24個	5 尺		
飯田儀兵衛	精米	25個 4 分	4 尺 5 寸	五条開門	
山上伊三郎	精米, 鍛冶	28個	4 尺 5 寸		
伊藤喜三郎	精米	3 個 5 分 7 厘 2 毛	7 尺	正面開門	
京都帝室博物館	防火用水	2 分	10尺		
織田長右衛門	精米	3 個	25尺	深草村福稲	
平井熊三郎	綿糸, 紡績	86個	35尺 25尺	伏見船溜	
津田幸兵衛	精米, 銅板, 延板	39個	25尺		

出典 京都市水利事務所『京都市水利事業一覧表』（1905年）。

注 1 個 = 1 立方尺 / 秒 = 0.027826m³ / 秒

山上伊三郎、織田長右衛門がこれに該当する。これらのうち長谷川の二四個、飯田の二五個四分、山上の二八個の各使用水量は、水力使用者の中でも大口使用で、琵琶湖疏水の開通により登場した比較的有力な水車業者であったことが窺える。

第三に、鴨川から取水していた精米水車使用者の中に、鴨川からの取水が不可能になった後、新設の鴨川運河から取水している使用者がいることである。図表②に記載の岩佐新次郎・佐々木卯三郎・伊藤喜三郎は、図表①に記載の岩佐新兵衛・佐々木伊三郎・伊藤

喜三郎と同一人物または後継者と思われる。岩佐は取水地を川端御池東側の新丸太町から松原閘門に移動して三三三四分を取水するとともに、鴨東運河の夷川船溜にも新たな取水地を得て、五〇個七分五厘を取水している。合わせた取水量は八四個一分五厘にのぼり、疏水を水源として最も多くの水を使用する水力使用者であった。一方、佐々木は当初から居住していた松原橋近くの松原閘門から一五個六分を取水し、精米水車業を継続している。伊藤喜三郎も従来の居住地である正面橋東側の正面閘門から取水していたが、取水量はわずかに三個五分七厘二毛に過ぎなかった。岩佐は取水場所を増やして精米の規模を拡大し、佐々木は取水場所を変えずに同様の精米水車業を継続したのに対し、伊藤は取水場所を変えず、以前よりも規模を縮小して営業を継続したかに見える。

何れにしても、明治前期に鴨川から取水した精米水車所有者のうち、鴨川運河開通後に同運河から取水するようになった精米水車所有者は、夏季に起こる予測不能な渇水によって取水量、稼働日、白数を制限される苦悩はなくなった。改修や点検のため疏水を停水する例外的な場合を除き、条例に基づく規定の使用料を京都市に納付すれば、継続的に安定した水量を得られ、その水力を使用して以前よりも安定した経営が可能となったのである。

① 「個」とは、明治期から大正期にかけて使用された水流の量を示す

日本固有の単位で、一個＝一立方尺／秒、〇・〇二七八二六四／秒＝二七・八二六四／秒である。

② 若松雅太郎編『訂正琵琶湖疏水要誌附録』（京都市参事会、一八九五年）一、七一一五。

③ 『京都市公告』（一八九一年五月二日）。本稿ではこの三つの条例の名称に基づき、琵琶湖疏水の使用について「水利使用」と「水力使用」を使い分けている。「水利使用」とは三つの条例の適用対象となる「水力」「運河」「電気」を包摂する疏水の使用を示すのに対し、「水力使用」とは疏水水力使用条例の適用対象となる「水力」の使用

のみを示す。

④ 『京都市公告』（一八九四年一〇月五日）。

⑤ この時、疏水分線沿いの四箇所が使用場所から削除されたが、図表②から分かるように、一九〇五年においても疏水分線からの取水が可能であった。これは、一年改正の条例第七条「其ノ他ノ場所ニ於テ使用ヲ許スハ市参事会ノ臨時定ムル所ニ拠ル」（『京都市公告』一九〇一年五月一七日）との規定を適用したためである。その後、京都市は一年の三度目の条例改正で使用場所の規定を削除した（『京都市公告』一九一一年五月一九日）ため、事実上、申請者は京都市の許可を得れば、どこにおいても疏水の水力使用が可能となった。

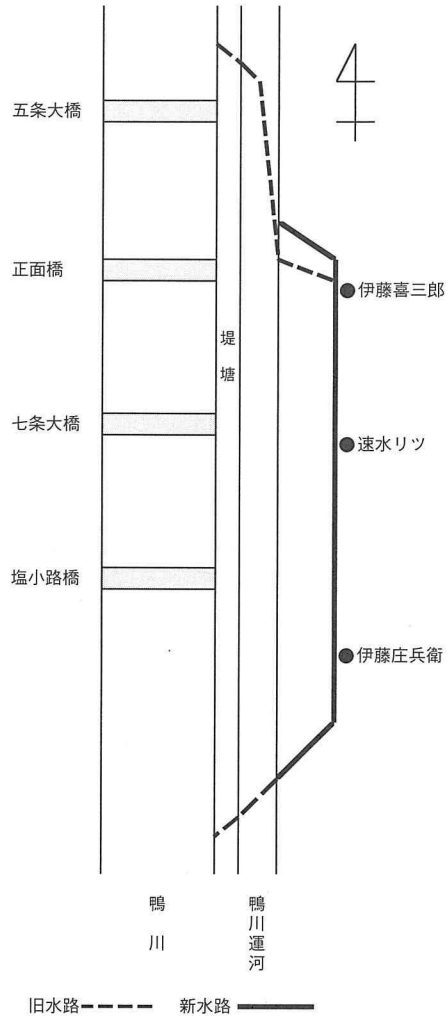
3 鴨川運河における伊藤水車の水力使用

（1）伊藤水車による鴨川運河水力使用の開始

伊藤水車による鴨川からの水力使用は、一八三二年、愛宕郡今熊野村の初代伊藤庄兵衛が鴨川五条橋東岸から水車を動力源とした水車業を創業したことに始まる。明治初期に初代庄兵衛は本町十丁目に移住し、当家の基礎を築いたと言われている。^①伊藤水車の取水路は鴨川東岸に平行して築かれ、五条大橋東詰で鴨川から取水した後、川端正面前下ル上堀詰町で伊藤喜三郎、川端七条下ル日吉町で速水リツ、柳原庄西野で伊藤庄兵衛の各水車が取水した後、鴨川に放流する構造になっていた（図表^③）。鴨川運河開鑿のため鴨川東岸の精米水車業者は鴨川から取水できなくなったにもかかわらず、速水と伊藤庄兵衛が精米水車業を継続し得たのは、このような水路の構造であったためである。

一八九三年、京都市が鴨川運河を開鑿するにあたり、伊藤水車の鴨川取水路と交差することになったため、伊藤水車は鴨川からの取水を遮断されたため、取水が不可能となった。京都市では、鴨川運河工事を担当した主任技師が、伊藤水車の鴨川からの取水量を調査し、その水量は三四個余であると報告したが、「先づ二十個許りあれば充分なるべし」との見込みを立てた。そのため、同年一〇月、柳原町は鴨川の水を引くのは同町の既得権であるにもかかわらず、京都市が運河を開鑿するために水量を制限するのは「以ての外的事」であると主張し、従来通りの引水を承諾しない場合は行政訴訟を起す覚悟であると、京都市に談判している。^②更に、九四年九月、伊藤喜三郎は、鴨川運河開鑿により「全所々有之候并路筋ハ御取用ノ後何レノ御附替被成下、従前ノ通流水相成候哉御示シ相成度」^③と主張し、水路収用の後に付け替えを行い、従来通り流水するか否かを示すよう、京都市に問い合わせている。これを受け、同月一七日、京都市水路事務所は「旧道路地へ付替、従前ノ通流水候様可致候条、右様御了知相成度」^④と伊藤水車に返答し、従来通り流水することを認めたので

図表③ 伊藤水車の取水路略図



旧水路 --- 新水路 ————
 出典 「衆議院・府会・府有財産・府行政雑」
 『京都府行政文書』大15-33。

ある。このように、伊藤水車は、鴨川運河開鑿による取水断絶の危機にあたり、京都市と水利権をめぐる対立が生じたが、新たに償還水として鴨川運河から取水し、従来通り精米水車の営業が可能となった。そのためか、鴨川運河の施工にあたり、伊藤喜三郎が三五円、速水ツネが二七円五〇銭、伊藤庄兵衛が三七円五〇銭を京都市に寄付していた。^⑤鴨川運河開鑿工事における三者の寄付額は他の寄付者の額に比べ突出して高く、鴨川運河工事の進捗に貢献していたことが窺える。

こうした経緯を経て、九六年五月二日、伊藤水車は鴨川から従来取水していた水量三〇個七分三厘に加え、更に三個五分七厘二毛の水量使用を落差七尺の見込みで京都市に出願し、同年六月三日に許可された。^⑥図表②に示した伊藤喜三郎の使用水量「三個五分七厘二毛」とは、鴨川からの取水が不可能になったため鴨川運河から償還水として取水した三〇個七

図表④ 琵琶湖疏水事業における水
力使用料の変遷

施行 年月日	水力使用料
1891年 5月21日	160円
1901年 5月21日	196円
1906年 5月21日	212円
1911年 5月22日	27銭
1913年 8月2日	積数 400未満 32銭 700未満 28銭 1,000未満 25銭 1,000以上 20銭
1920年 12月1日	【営業及び灌漑】 積数 2.5未満 1円 5.0未満 2円 400以下 41銭5厘 400超 36銭5厘 700未満 32銭5厘 1,000超 26銭 【庭園その他娯楽及び防火】 積数 400以下 50銭 400超 45銭 水量0.1以上積数12.5未満 6円 水量0.1未満積数2.5未満 2円

出典 『京都市公告』1891年5月21日、1901年5月17日、1906年4月4日、1911年5月19日、1913年8月2日。

『京都市公報』1920年12月1日。

- 注1 1891年制定から1906年改正までは水量1個（＝1立方尺／秒＝約0.027825ml／秒）につき落差80尺以上、1箇月の使用料で、落差80尺未満の箇所は比例により定めた。
- 2 1911年改正、1913年改正では水量1個、落差1尺、1箇月の使用料を示す。
- 3 積数とは水量に落差を乗じた数値である。
- 4 1913年改正は水量1個、落差1尺、1箇月の使用料を示す。
- 5 1920年改正は水量1個、1箇月の使用料を示す。

分三厘は最初から除外されていて、九六年五月に新規に追加で許可された水量のみを示している。したがって、伊藤水車
が実際に鴨川運河から取水していた水量は、償還水と新規許可水量とを合わせた三四個三分二毛であった。また、伊藤水
車は京都市と新規水量申請時に、疏水送水のため支出していた工事修繕費が不要になったため、京都市の工事の労に報い
ると称し、放水費として冥加金五〇円を京都市に毎年納付することを申し出ていた。^①

一八九一年施行の条例の使用料規定（図表④）に基づき、伊藤水車が新規に追加で取水した水量三個五分七厘二毛（図
表②）の使用料を求めると、年間五〇円八厘となる。冥加金として毎年支払うこととなった五〇円とは、事実上、新規に
追加で取水した水量三個五分七厘二毛に相当する使用料にほかならなかった。一方、同様の方法で伊藤水車が実際に取水
している水量三四個三分二毛の使用料を求めると、年間四八〇円四八銭となる。すなわち、伊藤水車は、他の一般水力使

用者と異なり、実際に取水した水量三箇三分二毛の年間使用料四八〇円四八銭を支払わず、償還水を除いた新規取水水量三箇五分七厘二毛分の使用料にほぼ相当する五〇円のみを、冥加金の名目で事実上の使用料として京都市に支払っていたのが実情であった。この金額は一般水力使用者が支払う年間使用料の僅か一〇・四％に過ぎない。逆に言うと、京都市は一般水力使用者の約一〇分の一の使用料で伊藤水車の水力使用を認可していたのである。では、これ以降、伊藤水車の鴨川運河からの水力使用はどのように変化したのであろうか。

(2) 伊藤水車による鴨川運河水力使用の展開

その後、京都市は物価上昇に伴い水力使用条例の改正を定期的に実施し、使用料を値上げした。勾配八〇尺、一個当たり一六〇円の年間使用料を、一九〇一年に一九六円に、六年には二一二円に値上げしている。^⑧更に、一年には使用料を年額制から月額制に改正し、一層の値上げを行った(図表④)。こうした度重なる値上げに対し、伊藤水車は使用契約期限が満期になる条例改正前後に、従来通りの水量三箇五分七厘二毛の使用を五〇円で認可する継続使用を京都市に請願し、京都市はその都度その請願を認可し続けてきた。^⑨ただし、一年の条例改正の際、京都市は冥加金を水力使用料に割り当てて納付すべき旨を伊藤水車に通達したため、伊藤水車は月額制で水力使用料として支払うことになった。^⑩これにより、伊藤水車の京都市への支払額は冥加金として支払ってきた固定不変の年額五〇円ではなくなり、条例の改正に応じて換算変化する水量三箇五分七厘二毛分の使用料を支払うことになった。すなわち、一年、六年、十一年の条例改正に合わせて、伊藤水車も使用料の値上げに応じざるを得なくなったのである。

更に、京都市は第二琵琶湖疏水の開鑿に伴い、琵琶湖から京都市への取水量が八・三五m³/秒から二三・六五m³/秒に増加したため、一九一〇年二月から翌年一月にかけて、鴨川運河を幅員約六・一m、水深約一〇六cmから、幅員約一二・七m、水深約二四二cmに拡張した。この拡張工事では、伊藤喜三郎が二〇九二円、速水リツが四四二五円、伊藤庄

兵衛が五七三五四五〇錢で、鴨川運河東岸の各所有地を京都市に買収された。^⑪ この工事のため、伊藤水車は頻繁に断水に見舞われ、鴨川運河から取水が困難となった。こうした状況に対し、一二年四月一九日、伊藤水車は京都市に使用料の値下げを求め、次のような請願を行っている。

屢々条例改正ニ際シ使用料値上セラレ、遂ニ昨年ニ至リ壹ケ年貳百參拾壹円余ノ使用ト相成、今日迄其ノ不利益ヲ忍ヒ来リ候ヘ共、第二疏水工事ノ為屢々断水ノ為、昨年ニ於テ数千円ノ損失ヲ蒙リ候様ノ次第二テ、最早吾々堪ヘ得ル処ニ無之候ノミナラス、数十年間継続使用シ来リタル既得ノ用水ニ対シ、他ノ營業者全様使用料ヲ徴セラル、理由無之モノト思考仕候ニ付、明治三十四年当時ニ於ケル如ク既得水量三十四個ニ対シ本月一日ヨリ冥加金トシテ毎年金七拾円上納可致候間、幸ニ事情御洞察願意御聽許被成下度、此段奉願候也。^⑫

度重なる条例改正による値上げにより、使用料が年額二三一円余となったばかりか、第二疏水工事のため断水を余儀なくされ、大変な損失を蒙っている。そもそも既得の用水に対して他の營業者と同様に使用料を徴収される理由はないので、既得水量三四個に対して、一九〇一年当時の条例改正時と同様に、一二年四月一日から年間七〇円の冥加金だけの上納で認めてほしいと言うのである。これに対し、同年一二月一〇日、京都市はこの請願を受け容れ、同月分から冥加金七〇円だけの納付で水力使用を伊藤水車に認可したのである。^⑬

伊藤水車が取水していた水量三四個分の一般水力使用者の年間使用料を、その後に改正された疏水水力使用条例に基づき求めると、一九一一年の改正では一一〇一円六〇錢、一三年の改正では一三〇五円六〇錢となる。つまり、伊藤水車が一二年から京都市に納付した冥加金七〇円とは、条例に基づいて換算された使用料の僅か二・六%または三・一%に過ぎなかった。一八九六年に伊藤水車が鴨川運河から取水を開始した際に京都市に支払った冥加金五〇円が、一般水力使用者

の約一〇・四%であったことを考慮すると、この金額が異常な低率であったと理解できる。このように京都市は伊藤水車に特権を与え、極めて優遇して水力使用を認めてきた。伊藤水車は大幅な使用料を減免され、極めて有利な条件で三四个という大量の取水を認められ、精米水車営業による私益を得ることができたのである。

この伊藤水車の特権的水力使用は、五度目の条例改正案が審議された一九二〇年六月二日の市会において大きな政治問題となった。西尾林太郎議員^⑭が、この改正を機に伊藤庄兵衛等の「不公平」な水力使用について、京都市が改善する意志があるか否か、市当局に厳しく問い質した。それに対し、京都市工務部長の永田兵三郎^⑮は次のように答弁している。

伊藤水車水路ハズット前、文政年間カラ出来テ居ル水路デアツテ、其水路ヲ向フガ使フト云フコトノ權利ヲ確實ニ持ツテ居ツタノデアリマス、其後ニ疏水ヲ市ガ造ツテ水路ヲ絶斷シタ、其結果トシテ鴨川ノ水ガ行カナイヤウニナツタカラシテ、其賠償トシテ疏水ノ水ヲヤルコトニナツタ、ソレデアリマスカラシテ是ハ水力使用条例デ律スベキ性質ノモノデナイノデアリマス。^⑯

この答弁は、鴨川運河開鑿以前に鴨川から取水した時代の伊藤水車の水利使用を、京都市が慣行水利権として認め、伊藤水車の疏水からの水力使用を水力使用条例の適用を受けない例外的使用者であると、公に認めたものにほかならない。では、この時期、西尾議員が伊藤水車の特権的水力使用の是正を要求せざるを得ない京都市の水力使用事業にどのような変化が生じていたのであろうか。

① 「市参事会議決書」一九二三年『京都市行政文書』三五四—〇九五。

佐野精一著『京都市會議員列伝』（佐野精一、一八九四年）四四—四

六。京都府議会议務局編『京都府議會歴代議員録』（京都府議會、一九六一年）一八二。

② 同上。「用水の交渉事件起こらんとす」『日出新聞』一八九三年一〇

月二二日付。

③ 前掲『京都市行政文書』三五四—〇九五。

④ 同上。

⑤ その他に、伊藤喜三郎は一八円相当の杉丸太一〇〇本を京都市に寄付している（木村与三郎編『琵琶湖疏水要誌附録』（京都市参事会、

一八九六年）三〇六。

⑥ 「衆議院・府会・府有財産・府行政権・訴訟訴訟・士族編入・諸圖書・雜事雜」『京都府行政文書』大一一三三。

⑦ 前掲『京都市行政文書』三五四—〇九五。

⑧ 『京都市公告』一九〇一年五月一七日、一九〇六年四月四日、一九一一年五月一九日。

⑨ 前掲『京都府行政文書』大一一三三。

⑩ 前掲『京都市行政文書』三五四—〇九五。

⑪ 京都市役所『京都市三大事業誌 卷一』（京都市役所、一九二二年）「第二集」一九四—一九七。

⑫ 前掲『京都市行政文書』三五四—〇九五。

⑬ 同上。

⑭ 西尾林太郎は寺町通二条上ルの雜貨商で、政治記者・京都府会書記長の職を経た後、一九一八年九月の市會議員選挙で初当選している

（前掲『京都市議會歴代議員録』一五〇—一五二）。

4 伊藤水車問題の展開

(1) 琵琶湖疏水の水力使用の変化と水力使用条例の改正

さて、第一次世界大戦期には疏水の水力使用事業は、使用者が引水する目的と用途において開業当初に比して大きく変化した。図表⑤により、鴨川運河が完成した一八九五年と第一次世界大戦後の一九一九年とを比較し、その引水目的と用途の変化の特徴をあげてみよう。

第一に、精米が使用者全体の中での相対的地位を低下させた点である。一九一九年において精米は使用件数、水量とも

⑮ 永田兵三郎については、中川理「都市計画事業として実施された土地

地区画整理」丸山宏・伊從勉・高木博志編『近代京都研究』（思文閣、二〇〇八年）七二—七五。拙稿「市村光恵市長小論（一）」『京都市政史編さん通信』五号（二〇〇一年三月）を参照。

⑯ 『京都市会會議録』一九二〇年六月二日。同年三月一七日の予算市会においても、西尾から同様の質問を受け、それに対し、永田は「伊藤氏外二名ノ方ニ行ツテ居リマス水ハ、元鴨川カラズツト以前ニ取ツテ居ツタ水デアリマス、其以後ニ於テ本市ガ疏水工事ヲヤリマシテ其水路ヲ打切ツタガ為メニ、其代リトシテ疏水カラ水ヲ出シテ居ルデアリマス、決シテ疏水ノ水ヲ売ツテ居ルノデハナイノデアリマス、ソレデ伊藤氏ノ方カラ云ヘバ元々ツタ權利ヲ市ガ妨ゲタノデアリマス、ソレヲ疏水ノ方デ償ツテ貰ツテ居ルト云フ形ニナツテ居ルノデアリマス」（『京都市会會議録』一九二〇年三月一七日）と、ほぼ同内容の答弁を行っていた。

図表⑤ 琵琶湖疏水事業における水力使用の変遷

使用目的	1895年		1919年	
	使用件数 (件)	水量 (㎡/秒)	使用件数 (件)	水量 (㎡/秒)
精米	15 (12)	6.931 (3.564)	12	5.305
防火・庭園	1	0.097	8	0.331
紡績・染色	1	—	4	3.211
製銅・製箔	2	0.261	5	4.109
製水			1	0.027
陶磁器製造			1	0.083
学術実験			1	0.011
灌漑			1	0.111
雑用			1	0.013

出典 京都市上下水道局総務課編『京都市水道百年史《資料篇》』（京都市上下水道局，2012年）「巻末資料」，138。

注1 1895年の数値は同年12月31日現在の数値を示す。

2 精米には，1895年は撚糸・鍛冶・製銅，1919年は製粉・炭団との兼用を含み，丸括弧内の数値は精米だけの使用を示す。

3 原資料では水量は「個」（＝立方尺／秒）で記載されているが，1個＝0.027826㎡／秒を基に「㎡／秒」に換算し，小数点4位以下を切り捨てた。

依然として最も大きな位置を占めているが，一八九五年に比べると，双方とも減少している。

第二に、水量は少ないものの、使用件数において防火・庭園が増加した点である。使用者数は、一八九五年には僅かに一であったが、一九〇五年には山県有朋別邸・大谷派本願寺・京都帝室博物館（図表②）に加え、一二年までに、宮内省が蹴上船溜南側の大日山貯水池から御所に向けて、地下に布設した鉄管を通り防火用水を送水する御所水道を完成させたほか、南禅寺界隈には、稲畑勝太郎・野村徳七・住友吉左衛門等の有力実業家が所有する別荘庭園の池泉用に疏水の水が引水された。

第三に、紡績・染色、製銅・製箔、陶磁器製造等の工業用の水力使用が、使用件数、水量の双方とも著しく増加した点である。夷川船溜において三谷卯三郎が伸銅用、伏見インクラインにおいて平井熊三郎が紡績用、疏水分線の高野において鐘紡京都工場が絹糸精練用に使用するようになったほか、中小工場において、水車動力のみならず、染色・洗浄・製水等の工業用水としての使用が増加した。

琵琶湖疏水の水力使用は開始から四半世紀を経て、精米の比重が相対的に低下する一方、防火・庭園の比重が高まり、工業用の水力使用が飛躍的に増えていった。

このように水力使用の目的と用途が大きく変化するとともに、第一次世界大戦期のインフレの進行により物価が高騰したことにより、一九二〇年、京都市は五度目の条例の改正を実施した。その要点は次の二点である（図表④）。

第一に、用途の如何に関わらず、使用料の値上げを実施したことである。「営業灌漑用」は一・一六〜一・三〇倍、「庭園其ノ他娯楽及防火用」は一・五六〜二・二五倍の料率で値上げを実施した。この値上げは第一次世界大戦以降の物価高騰に対応したもので、水力使用の目的の相違によって、値上げの割合に差を設けた。

第二に、水力使用者を「営業及灌漑ノ類ニ使用スルモノ」と「庭園其ノ他娯楽及防火用ニ使用スルモノ」の二つに分け、後者を前者に比べ一・二〇〜一・二三倍高率の料金を設定したことである^①。防火・庭園用の使用者の増加に対応したもので、使用者の多くが高額所得の有力実業家だったので、高率に設定しても十分な支払い能力があり、値上げに反対される可能性は低いとの判断からであった。一方、営業・灌漑の用途で引水する商工業者や農家に対しては、一九二〇年から深刻となった戦後恐慌による経済的打撃を配慮し、庭園等の使用者への料率に比して低く抑えられた。

更に、一九二一年、京都市は六度目の条例改正を実施し、第一三条の「使用料ハ水量ニ落差ヲ乗シタル積数ニ従ヒ左ノ率ニ依リ之ヲ徴収ス」との条文を、「使用料ハ水力使用ノ目的ニ従ヒ水量ニ落差ヲ乗シタル積数ヲ左ノ各級ニ区分シ逐次ニ各料率ヲ適用シテ之ヲ徴収ス」に改めた^②。「水力使用ノ目的ニ従ヒ」との条文を挿入することにより、規定した使用料の記述と対応するよう、表記を明確にしたのである。

（２）伊藤水車による水力使用の政治問題化と京都市の対応

さて、京都市が使用料を使用目的や使用水量に応じて料率に差を付ける内容に条例を改正整備したことにより、市会において不公平と見なされる水力使用を改善しようとする気運が高まっていく。その最大の標的となったのが伊藤水車であった。すなわち、一九一九年から二二年の市会において、前記の西尾林太郎のほか、田中新七・橋本永太郎等の議員が中

心となつて、伊藤水車が条例の適用を受けず、固定額七〇円という少額の冥加金の支払いだけで、三四個の水力使用を京都市が認め続けてきたことを、たびたび問題として取り上げた。当時、多くの一般水力使用者が条例の改正により使用料の値上げを強いられたにもかかわらず、伊藤水車だけが例外として使用料の値上げを受けないこと、とりわけ、水力使用の多様化により精米の比重が低下したため、精米使用全体の約一八%の取水量を占めるに至った伊藤水車は、条例改正により本来相対的に値上率が低い「営業用」の水力使用を受けるにもかかわらず、特権的待遇により大量の水力使用を受け続けていることが、不公平な水力使用であると問題視されたのである。こうした市会の要望を受け、京都市は伊藤水車の水力使用の見直しを行った。そこで、二一年一〇月二八日、京都市は「伊藤水車の使用に関わる水車用疏水水力に関する契約書案」を市会に提出し、次の四点から成る伊藤水車との新たな契約内容を示した。^③

第一に、伊藤水車が疏水から取水する水量三四個のうち二〇個に対し、京都市は使用料その他の対価を請求しない。

第二に、京都市が条例とそれに基づいて定めた規定によつて減水または停水し、更に構造物の変更により送水を廃止しても、伊藤水車は損害賠償を京都市に請求しない。

第三に、伊藤水車が使用する水路に対して沿革上の理由に基づく権利を京都市は認め、伊藤水車が永久にこの契約に基づく利益を享受することを承認する。

第四に、伊藤水車がこの契約による権利を他人に譲渡しようとする場合は京都市の同意を得る必要がある。

この契約書案の中で市会が問題にしたのは第一の点であつた。とりわけ、伊藤水車が取水している水量三四個のうち二〇個は永久無償だが、一四個だけは条例に従つて使用料を徴収すると決定するに至った理由についてである。その理由を、同案を説明した永田は次のように説明している。

タダヤルト云フ二十個ノ水ノ水力料ハ千五百三円七十二銭デアリマシテ、十四個ノ水代ハ千五百十二円七十六銭ニ当ルノデアリマス、

此十四個ト二十個ニ分ケタト云フ理由ハ、大シテ基礎ハナイノデアリマスガ、市会ノ御要求ノ二千円ト云フコトヲ標準ニシテ話ヲ進メタガ、結局其約半分千円ト云フコトニ話ガ折合ツテ、其千円ヲ標準トシテ今度水ノ方ニ換算ヲシテ約十四個ノ水ニ当ル、斯ウ云フヤウナコトデ、十四個ト二十個ト云フヤウナコトニナツタノデアリマス。^④

市会が要求する二〇〇〇円を標準に伊藤水車と交渉したが、その半分の一〇〇〇円で話がまとまったので、一〇〇〇円を標準として使用料を換算したところ一四個になったので、一四個と二〇個に分けたというのである。つまり、最初から事前に徴収したい金額を設定した上で伊藤水車と交渉したが、その金額ではまともになかったもので、先方の要求を容れて妥協した結果、設定額の半分になったので、その金額に合わせて取水量を決定していた。京都市が提案した契約書案は、まず現状より多くの使用料を伊藤水車から徴収することを目的に作成されたため、伊藤水車の水力使用について水利権の所有者を確定せず、京都市と伊藤水車との権利義務関係について法的根拠を欠いていた。そのため、永田は、弁護士森田茂議員から伊藤水車の疏水の「引水権」の有無について質問されても、次のように、明確な返答ができず、答弁に四苦八苦する有様であった。

水利権ノ有無ト云フコト、権利義務ノ事ハ私ハ余リ詳シクアリマセヌガ、先程有力ナル一流ノ弁護士ト申上ゲマシタ、其御方ノ鑑定ニ依レバ、私法関係デアル、斯ウ云フノデアリマス、ソレカラ一方ノ、水代ヲ取り得ルト云フ方ノ鑑定デハ、公法関係デアル、斯フ云フノデアリマス、ソレガ果シテ何方ガ良イノカ、実ハ理事者トシテモ断案的ノ事ハ下シ得ナイノデアリマスガ、矢張私法関係ト云フ方ガ当ツテ居リハセヌカト云フヤウニ大体ハ感じテ居リマス、併シ愈々ノコトハドウシテモ裁判所ニ出ナケレバ本當ノ判決ハ得ラレナイコト、思ヒマス。^⑤

永田個人は伊藤水車の水利使用を私法關係に属す案件として、鴨川運河開鑿以前からの慣行水利權を認める立場を取りながらも、京都市としては必ずしもそうとは断定できないため、司法に判断を委ねる案件としたのである。結局、この契約書案は決定を見ぬまま市会の調査委員會に附託され、京都市としての正式な決定は先送りされた。

(3) 京都市の伊藤水車への水力使用条例適用要求

では、市会の調査委員會は伊藤水車の水力使用に、如何なる判断を下したのであろうか。一九二二年七月一三日の市会において、調査委員會は京都市が提出した契約書案を否決し、条例に従い使用料を徴収すべきとする附帯決議を付した報告書を提出した。同報告書には、①原案、②伊藤水車使用の疏水水利權に関する私法的解説と公法的解説、③佐々木惣一法学博士の意見書、④原嘉道法学博士の意見書の四つの参考書が添付されていた。^⑥すなわち、この報告書は佐々木・原という法学の専門家による検討を経て作成されたのである。同報告書を市会で説明した橋本永太郎議員は、伊藤水車に条例を適用して使用料を徴収すべきとの結論に至った理由を、佐々木・原の意見をもとに次のように説明している。

第一に、鴨川運河開鑿以前に伊藤水車は鴨川に引水口を有する水路の流水を使用する權利、すなわち流水使用權を有していたが、一八九四年に京都市が鴨川運河を開鑿するにあたり鴨川からの引水路を廢絶した。その結果、伊藤水車は引水が不能になったため、物件の消滅により伊藤水車の流水使用權は消滅した。したがって、伊藤水車の疏水水力使用の權利は従來の權利を繼續させたものではない。

第二に、現在、伊藤水車が所有している疏水の水力使用權は、市の営造物である疏水運河を伊藤水車が利用したという新たな原因によつて發生したものである。

第三に、佐々木の意見によれば、営造物の使用にあたり私法上の契約は成立せず、常に公法上の行為であるから、営造物の使用許可や特許は行政上の処分であり、現在の伊藤水車の流水使用の法律的關係は公法上の關係である。

第四に、原の意見によれば、公法人の営造物といえども、設置の目的に反しない限り私法上の契約により使用権を設定できるが、営造物の使用は原則として公法上の関係であり、私法上の契約によって使用権を設定することは例外である。

第五に、伊藤水車の流水使用について私法上の契約によって使用を許可していたとするならば、市制の規定に従って、市会の議決を経るか、市参事会が契約を締結しなければならない。しかし、実際には市会の議決を経ないし、市参事会が契約を締結してもいない。

第六に、一八九四年から一九一三年にかけて伊藤水車と京都市との間で継続されてきた水力使用の請願とそれに対する許可は公法上の関係であるから、現在の京都市と伊藤水車との水力使用の権利関係も公法上の関係である。

第七に、使用料については、京都市と伊藤水車のどちらか一方の行為で増額も値上げも可能である。ただし、原の意見は、徴収している眞加金については条例に規定がないので、条例に従って伊藤水車から使用料を徴収するには、市会の議決を経なくてはならない。^⑦

つまり、調査委員会は、伊藤水車の水力使用について、鴨川運河開鑿以前の鴨川からの流水使用権は認めるが、開鑿後に流水使用権が消滅したものと見なし、疏水水力使用の権利は市の営造物である疏水運河を利用したという新たな事実によって発生したと解釈した。その上で、過去に京都市と伊藤水車との間で交わされた水力使用の請願と許可の関係を公法上の関係と位置づけ、条例に従って正当な使用料を徴収できるとしたのである。ここにおいて、京都市は、伊藤水車が鴨川運河から取水する水力使用の権利について、鴨川運河開鑿以前から鴨川から取水していた水量を既得権として補償する慣行水利権と解釈する立場を否定し、同運河開鑿により初めて発生した新たな水利権と解釈する立場に転換したのである。この報告書に従い、同日の市会は条例の規定に基づき伊藤水車から使用料を徴収するべきものと認める附帯決議を行い、前年一二月に京都市が提案した契約書案を廃案とする決議を行った。この決議に基づき、一九二三年二月一九日の市会では、二二年度分から伊藤水車の疏水使用に対し条例を適用するとの議案が賛成多数で可決された。^⑧そして、同年三月一五

日付で、京都市は二二年度から水力使用条例の規定に基づく使用料二四八八円六八銭の徴収決定の通知を伊藤水車に送付している。^⑨京都市は、伊藤水車が従来支払ってきた冥加金七〇円の約三五・六倍の使用料の支払いを、伊藤水車に正式に要求したのである。

(4) 伊藤水車による使用料徴収取消の異議申立

この京都市の通知は、伊藤水車にとって受け容れ難いものであった。そのため、一九二三年四月一六日、伊藤喜三郎・速水リツ・伊藤庄兵衛の連名で市会決議に基づく徴収の違法を訴え、決議の取消を求める異議申立を京都市に行った。^⑩そこで伊藤水車が違法であるとした主張の要点は次の三点から成る。

第一に、伊藤水車の水力使用は私法的契約によるので、伊藤水車と京都市との双方の合意なく一方的に使用料を徴収することは違法であるとの主張である。従来から使用してきた鴨川引水口が鴨川運河工事のため破壊されることを予想した伊藤水車は、京都市と協定を結び、これに代わるべき引水口を新設し、従来と同じ水量の給付を受けることを相互に約束した。鴨川からの引水する権利は更改され継続し、疏水から給水を受ける権利に転じたのである。従来の引水権が消滅した代償として、特別の契約により特別の給付を受けたのである。よって、条例によって給水しているのではなく、特殊の原因のもとで将来の契約を結んだ結果の給水であるから、双方の合意なく、京都市のみの一方的行為で使用料を増徴することはできないとする。

第二に、伊藤水車の水力使用は疏水放水使用にあたるので、疏水放水使用に対し条例を適用して使用料を増徴することは違法であるとの主張である。疏水水力使用と疏水放水使用は全く別物で、条例は疏水水力使用者に適用すべきで、疏水放水使用者に適用すべきでない。これについては、①疏水工事完成以前に代償的給水を京都市と協定したこと、②条例に基づき水力使用を申し込んでいないこと、③長年にわたり放水費を徴収してきたことから明らかである。よって、伊藤水

車は全く代償的給水として疏水放水を京都市の承認のもとに使用してきたから、たとえ、市会の決議をもってしても放水使用に対し、条例を適用して使用料を徴収することは違法であるとする。

第三に、伊藤水車の水力使用は旧慣ある営造物を使用するもので、この使用料を徴収するのに条例を適用するのは違法とする主張である。京都市は従来伊藤水車の水力使用を旧慣により使用権があるものと認めてきたにもかかわらず、市会は旧慣を変更し、一九二二年度から条例を適用して使用料を徴収すると決議した。しかし、旧慣ある営造物の使用に対する使用料は市制第一一二条に従って徴収すべきものである。換言すれば、旧慣ある営造物に対する使用料の徴収は旧慣によるべきで、旧慣を変更または廃止すべきではない。同第一一二条規定の旧慣ある営造物に対する使用料の徴収を、京都市は同第一一〇条規定の旧慣ある使用権の変更または廃止と誤解している。^⑩よって、京都市は特別使用条例を設定せず、旧慣ある営造物の使用に対し一般的営造物使用規定にあたる水力使用条例を適用し使用料を徴収することは第一一二条の規定を無視したもので、違法である。^⑪

要するに、伊藤水車は、自らの疏水からの水力使用を、①京都市との私法的契約によるので双方の合意なく変更できないこと、②疏水の放水使用にあたるので条例の適用を受ける水力使用には該当しないこと、③慣行水利権による営造物の水力使用であるから使用料の徴収は旧慣によるべきであることの三点を主張し、これらを根拠に市会決議の取消を求めたのである。ここにおいて、京都市と伊藤水車との争点は、伊藤水車による鴨川運河の使用が①公法的契約なのか、私法的契約なのか、②条例の適用を受ける水力使用なのか、受けない放水使用なのか、③慣行水利権なのか、新規に得た水利権なのか、の三点に絞られ、両者間でその根拠の正当性が争われることになった。

では、頑強に市会決議を受け容れない伊藤水車の所有者、伊藤喜三郎・速水リツ・伊藤庄兵衛とは一体如何なる人物であり、京都市においてどのような社会的位置を占めていたのであろうか。

(5) 伊藤喜三郎・伊藤庄兵衛・速水リツの社会的地位

伊藤喜三郎（一八八四年生）は伊藤庄兵衛家の分家に当たり、川端正面下ル上堀詰町に居住し、一九一八年には所得税五六円を納める中上層の所得者であった。日露戦争から帰還後、在郷軍人会の創立に尽力し、同会貞教分会総務理事、尚武義会委員、新日吉神社総代、公同組合幹事を務めた貞教学区の名望家の一人である。^⑬ 先代喜兵衛は一八九二〜九五五年に市会議員を務め、この期間のうち、九三年一〇月から九四年三月まで市臨時土木委員に在任して鴨川運河の工事を監督し、工事の計画や進捗に影響力を及ぼせる立場にあった。この点について、一九二一年一〇月二八日の市会において、西尾とともに伊藤水車の契約の不当を主張した田中新七議員は、「自分ノ目的ヲ達スルガ為ニ、伊藤喜三郎君ハ市会議員ニナラレタサウデアル、而シテ之レノ監督ヲスル常設委員トナツテ此工事ヲ監督セラレテ、自分ノ水路其目的ヲ達シタ後ニハ御出席ガナカツタ^⑭」と述べている。先代喜三郎の市議就任の真相を解明することは至難であるが、それとは関係なく、市会議員の一部は、先代喜三郎が家業の精米水車業の利益維持を目的として、公職の市会議員・臨時土木委員に就任したと見なしていたと言える。

速水リツ（一八四九年生）は川端七条下ル日吉町に居住し、一九二四〜二五年頃には所得税七二円を納める中上層の所得者で、六六六坪の土地を所有する中小地主でもあった。^⑮ 同家の当主と思われる速水三郎は、三五年頃に日吉町公同組長、貞教学区の方面委員・学務委員を兼任していた。^⑯

伊藤庄兵衛（一八九七年生）は同家の五代目にあたり、本町十丁目西入ル西畑町に居住している。一九二五年には所得税六一二円を納める高額所得者で、六七七五坪の土地を所有する大地主でもあった。東山聯合青年団長、一橋学区の公同組合幹事・聯合青年団長、八坂消防組頭、方面委員、社会教育委員、西畑町公同組長等の多くの公職を歴任し、居住する西畑町・一橋学区・東山区において青年団、消防団、社会教育、社会事業等の活動に貢献したほか、三一年には三五歳の

若さで公同組合功労者として表彰されている。祖父にあたる三代目庄兵衛（二八四四年生）は、八三年に下京第三一組の戸長・学務委員、八七年に連合町会議員等の公職を歴任した後、九二年に府會議員に当選している。この間、小学校資金、窮民救助金、盲啞院基本金を幾度も寄付した篤志家でもあった。九三年の鴨川運河開鑿時には一〇円を献上していた^⑩。実父の四代目庄兵衛（一八六八年生）は、鴨東運河から取水し精米水車業を再開した人物である。当時、同家の精米水車は、一度に三〇石の精米が可能で、「一ノ橋の水車」として有名であった。一九〇四年に市會議員に初当選した後、一〇年と一三年に再選され、一七年まで三期一三年にわたり市會議員を務めた。市議在任時は臨時事業委員、臨時三大事業委員、公設常任委員を歴任し、三大事業の完成に尽力した^⑪。この期間は、京都市が第二琵琶湖疏水開鑿により鴨川運河の拡幅を計画実施し、三〇五度目の条例改正を実施したにもかかわらず、伊藤水車がその適用を受けなかった時期にあたる。四代目庄兵衛は三代目庄兵衛と同様に、鴨東運河工事に関わる京都市の要職に就くことにより、巧みに条例の適用を免れるよう取り計らったことは想像に難くない。

このように、伊藤水車は伊藤庄兵衛家を中心とした鴨東地域南部の資産家地主であり、且つ同地域の学区や公同組合等の公職を代々歴任してきた有力な地域名望家であった。よって、伊藤喜三郎や伊藤庄兵衛は鴨東地域南部を政治基盤に市会に進出し、家業の精米水車業者としての私的利益を維持拡大する政治活動を行っても、地域社会から容認される立場にあった。

（6）伊藤水車への水力使用条例の適用

さて、伊藤水車による異議申立は、一九二三年七月二四日に馬淵鋭太郎市長によって市参事会に提出され、審議の結果、同年一〇月二六日、市参事会は異議申立の却下を決定した。その理由は、①営造物の使用は原則として公法関係に基づくべきであり、伊藤水車と京都市との間で私法上の契約関係を締結したことを示す事実や証拠が存在しないばかりか、それに反して、公法関係に基づく行政処分により営造物の使用を許可した事実があること、②鴨川運河の開鑿により鴨川から

の引水使用が不可能になったことにより伊藤水車の引水権は一度消滅したから、疏水からの送水と鴨川からの引水とは全く別物で、伊藤水車の水力使用は代償的給水にはあたらない。条例に基づいて使用を申し込んでいないとしても、行政処分により発生した水量使用であるから、放水使用ではなく水力使用にあたること、③京都市は旧慣を継続することを今後認めないので、市制第一一〇条に準拠し市会の議決を経て旧慣を変更し、条例による規定の使用料を徴収すること、の三点にあった。²¹⁾市参事会は伊藤水車による異議申立を三つの争点の何れにおいても認めず、異議申立の理由なきものとして却下したのである。

この事態を踏まえ、一九二三年一月一日、伊藤水車は市参事会の決定を不服として、京都府参事会に訴願し、翌年一月七日、訴願申立理由説明書を京都府知事に提出している。²²⁾一方、京都市では、二三年一月二四日に馬淵市長がこの訴願について京都府に弁明した。²³⁾このように伊藤水車による疏水の水力使用の解釈をめぐり、伊藤水車と京都市との間で激しい論争を繰り返し、その判断は監督官庁の京都府に一任された。その結果、二六年八月一日、府は馬淵市長の弁明を正当とし、最終的に伊藤水車の訴願を却下したのである。²⁴⁾この訴願却下により、伊藤水車は条例に基づき使用料を支払うことが正式に決定したのである。

① この条例改正案については、第一三条に規定した「営業及灌漑ノ類ニ使用スルモノ」の使用料の金額決定をめぐり紛糾した。一個一箇月の使用料について、一九二〇年八月二日の市参事会案は、積数四〇〇以下四五銭、四〇〇超過四〇銭であったが、同年九月一日の市会調査委員会報告書では、積数四〇〇未満三二銭、七〇〇未満二八銭、一〇〇〇未満二五銭、一〇〇〇以上二〇銭に修正された。この修正案は一年施行条例規定の金額を変更せず（図表④）、営業及び灌漑用の水力使用の値上を認めないものであった。しかし、同日、小笠原孟敬議員が、積数四〇〇未満四一銭五厘、七〇〇未満三六銭五厘、一〇

〇〇未満三二銭五厘、一〇〇〇以上二六銭という両案双方の使用料額の間を取る折衷妥協案を動議として提出したことで、市会はこの小笠原案を賛成多数で可決し、条例は改正された（『京都市会議録』一九二〇年八月二日、九月一日）。

② 『京都市公報』一九二〇年二月一日、一九二一年一月九日。

③ 『京都市会議録』一九二一年一月三日。

④ 同上。

⑤ 『京都市会議録』一九二一年一月二八日。

⑥ 『京都市会議録』一九二二年七月十三日。

- ⑦ 同上。
- ⑧ 「京都市会会議録」一九三二年二月一九日。
- ⑨ 「衆議院・府会・府有財産・府行政雑・訴願訴訟・士族編入・諸圖書・雑事雑」『京都府行政文書』大一一・三三。
- ⑩ 前掲『京都市行政文書』三五四—〇九五。
- ⑪ 市制第一一〇条は第一項「旧来ノ慣行ニ依リ市住民特ニ財産又ハ營造物ヲ使用スル權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ旧慣ニ依ル旧慣ヲ變更又ハ廃止セムトスル者アルトキハ市会ノ議決ヲ得ヘシ」と、第二項「前項ノ財産又ハ營造物ヲ新ニ使用セムトスル者アルトキハ市ハ之ヲ許可スルコトヲ得」の二項から成り、同第一一二条は「市ハ第百十條第一項ノ使用者ヨリ使用料ヲ徴收シ同条第二項ノ使用ニ関シテハ使用料若ハ一時ノ加入金ヲ徴收シ又ハ使用料及加入金ヲ共ニ徴收スルコトヲ得」の一項から成り立っている（井上四三編『日本六法全書』（清水書店、一九二七年）「市町村制」三四—三六）。伊藤水車は、使用料の徴収は第一一二条第一項に基づくべきであり、疏水からの水力使用は旧慣の変更または廃止ではないと主張しているのが、第一一〇条第一項の「旧慣ニ依ル」との規定を受けると解釈しているが、第一一二条には特別使用条例を設定すべきと解釈できる条文はどこにもない。
- ⑫ 前掲『京都市行政文書』三五四—〇九五。
- ⑬ 同上。高橋正信著『第貳拾貳版 日本紳士録』（交詢社、一九一八年）「京都之部」三。河合喜重編『学区大観 修進・貞教編』（東山日日新聞社、一九三四年）「第二篇 貞教學区」三〇。河合白戦編『東山区公同要覧』（東山日日新聞社、一九三六年）四八。
- ⑭ 京都市会事務局調査課編『京都市会史』（京都市会事務局、一九五九年）「資料篇Ⅲ 市會議員選挙結果調」一五。木村与三郎編『琵琶湖疏水要誌附録』（京都市参事会、一九九六年）三〇五。
- ⑮ 「京都市会会議録」一九二二年一〇月二八日。
- ⑯ 村上雄次郎著『第貳拾八版 日本紳士録』（交詢社、一九二四年）「京都之部」一四。原義雄編『大京都市宅地人名録』（京都宅地人名録発行所、一九二五年）一七。
- ⑰ 前掲『東山区公同要覧』五一。
- ⑱ 同上、五八。前掲『第貳拾八版 日本紳士録』「京都之部」四。前掲『大京都市宅地人名録』四。松井福次郎・河合喜重著『一橋学区大観』（日本今熊野新聞社、一九三二年）「第参章 人物と店舗」一。
- ⑲ 京都市議會会事務局編『京都府議會歴代議員録』（京都府議會、一九六一年）二八—二八三。
- ⑳ 同上、三〇七—三〇八。前掲『京都市会史』「資料篇Ⅲ 市會議員選挙結果調」三一、四二、四五。
- ㉑ 前掲『京都府行政文書』大一一三三。
- ㉒ 前掲『京都府行政文書』大一一三三。前掲『京都市行政文書』三五四—〇九五。
- ㉓ 前掲『京都市行政文書』三五四—〇九五。
- ㉔ 同上。
- ㉕ 同上。

おわりに

では、一九二〇年代以降の京都市の産業構造の変容過程において、鴨川運河の水利使用の内実はどのように変容したの

であろうか。条例の適用が正式に決定した一九二六年以降、伊藤水車は京都市の決定に従い、正式な使用料を支払った。伊藤水車の慣行水利権は消滅し、琵琶湖疏水の水力使用において例外は原則として認められなくなった^①。

一方、この頃から鴨川運河の水利使用について大きな変化が生じる。一九二〇年代になると、鴨川運河の舟運は衰退していく。一九一九年と三〇年との大津・京都・伏見間の上り下りの舟運を比較すると、石炭・木炭・薪木・コークス等の燃料と雑貨・雑品を中心に一四一五九六駄あった伏見・京都間の上りの輸送物資は一九二〇駄（約一・四％）に、木材・竹材、燃料、雑貨・雑品を中心として一七一六三駄あった大津・伏見間の下りの輸送物資も二三一五駄（約二三・五％）に、木材・竹材、雑貨・雑品を中心とした京都から伏見への下りの輸送物資も二五五七五〇駄から一一四三九〇駄（約四四・七％）にそれぞれ減少した。これらの減少に対し、一九年には存在すらしていなかった屎尿が下り船の輸送量の約二五％を占めるまでに増加している^②。このように、鴨川運河の舟運は上り下りとも大幅に輸送量を減少させ、上りの衰退は特に顕著であった。注目すべきは、下りで木材・竹材、雑貨・雑品の比重が極端に減少したのに反し、屎尿が著しく増加した点である。大津・京都で生産された木材・竹材の建築資材や雑貨・雑品等の工業製品はもはや鴨川運河で伏見方面に輸送されなくなり、替わって京都市から排出される屎尿が南山城地域へと運搬される比重が高まったと言える。道路の発達により自動車^③が急速に普及し、陸上交通が発達する中で、水上交通の鴨川運河は陸上交通の自動車に取って替わられ、開通から僅か三〇年余で当初の目的を果たすことが困難となった。

一方、水力使用はどのように変化したのか。一九一九年以降の下京区（東山区）における鴨川運河の水力使用は、伊藤水車が実際に使用した水量が換算されるようになった二二年は二二人、五九・四〇個に増加したが、これ以降激減し、伊藤水車への条例の適用が正式に決定した二六年には、一九二〇年代において使用水量が最低の三四・〇三個、翌年には使用者数が最低の四人にまで減少した^④。京都府から訴願が却下される前の二五年七月一八日、伊藤水車の所有者の一人であった速水リツは京都府に水車営業の廃業届を提出し^⑤、水力使用者の一角から姿を消している。その後、精米及製粉用の水

力使用の人員と水量は、三三年に三人、四二・二個であったのが、翌年には一人、三四個が減少し、二人、八・二個にまで激減している。^⑥このことから、三四個の水量を使用していた伊藤水車は三三年には鴨川運河から取水を断念し、精米水車を廃業したと推測できる。^⑦三三年以降、東山区における鴨川運河の水力使用者は二〇人前後に増加した。伊藤水車の撤退により大規模な水量を引水する大口使用者が不在となり、小規模な水力使用者が乱立することになった。このように精米水車の水力使用が激減した原因は電動精米機の普及に求められる。京都市営電力を精米の用途で受給する口数と馬力数は、二〇年に二三六口、二四三馬力に過ぎなかったが、三一年には五八八口、九九七・五馬力に増加した。^⑧一九二〇年代を通して京都市の精米動力において電力が水力を圧倒したのである。

最後に、伊藤水車に条例が適用されたことの研究史における意義を提示しておきたい。

一八九四年の京都市による琵琶湖疏水鴨東運河の開鑿により、鴨川からの取水により精米水車を営業していた伊藤水車の水路を断ち、伊藤水車は近世以来有してきた鴨川の水利権を失う危機に陥った。すなわち、京都市の公営事業として「市民的公共関係」を確保するために実施された琵琶湖疏水事業は、伊藤水車の鴨川からの旧慣としての水力利用を喪失させることになった。しかし、伊藤水車の異義申立により京都市は従来の伊藤水車の鴨川からの水力使用を慣行水利権として認め、鴨川運河開鑿により喪失した水量を償還水として事実上無償で供給し、残った新規に得る水量のみを少額の冥加金の支払いで認めた。すなわち、「市民的公共関係」を担保するはずの京都市営の水利事業は、開始当初の一八九五年時点では、新規の水力使用者と近世以来の旧慣使用者を区別し、後者の特権的使用を認める立場に立った。よって、営造物を使用する市民間において著しく公平を欠くものであり、「市民的公共関係」は成立しなかった。また、鴨東地域の有力者であり地域名望家であった伊藤水車は、明治後期から大正初期にかけて市会議員、市参事会員等の市の要職に就任することにより、自らの精米水車業の私的利益の維持に努めている。

しかし、第一次世界大戦期の京都市の経済成長による工業化の進展と水力使用の多様化により、水力使用事業において、

精米の相対的地位が低下する一方、紡績・染色・伸銅・製箔等の多目的で使用されたことを踏まえ、新規の庭園・防火・娯楽での使用が営業・灌漑用の使用より高い賦課率の使用料を設定した条例に改正される。それに伴い、市会では伊藤水車の慣行水利権を根拠にした特権的使用を批判し、京都市は一般水力使用者と同様に条例に基づく使用料を伊藤水車に支払わせることになった。

すなわち、日本近代の都市における慣行水利権は、一九六〇年代以降に村落共同体秩序の崩壊によって消失していく農村部とは大きく異なり、京都市においては第一次世界大戦期の近代化による水力使用の多様化と、それに伴う条例改正による使用料の値上げと用途別の差別化を反映し、市会の決議に基づいた都市行政によって否定され解体を遂げていく。このことは一九二〇代において「市民的公共関係」における負担と受益（＝条例に基づく使用者への適用）の公平な関係が初めて実現することを意味するものであった。つまり、京都市の水力使用事業において、第一次世界大戦を経て、私有財産権への市民の公共的関心（＝市会からの伊藤水車への条例適用要求）が高まり、市民の理性的な合意（＝市会決議）の成果によって法（＝水力使用条例）が伊藤水車に適用され、特別免除や特権を禁止する「市民的公共関係」が初めて成立したと言えるのではないだろうか。

この伊藤水車への条例適用により、高額の使用料の支払いを回避するため伊藤水車は水車業を廃業し、鴨川運河からの水力使用をやめてしまう。有力な精米水車業者の廃業は琵琶湖疏水事業全体の水利使用の内実を見直す転換点でもあった。結果的には鴨川運河の水力使用者の小規模化と乱立化をもたらし、電動精米器の普及により、都市における水力を動力とする精米はきわめて小規模なものとなった。また、鴨川運河において、既に衰退傾向にあった運河事業（舟運）に加え、水力事業が著しく衰退していくことでもあり、京都市が鴨川運河の水利施設としての舟運事業・水力事業を見直す大きなきっかけになったと考える。

しかし、本稿において解明できなかった課題も多い。特に、市会において伊藤水車の特権的使用を批判した西尾林太

郎・田中新七や条例の適用を主張した佐々木惣一は大正デモクラシーの担い手としても知られ、伊藤水車の特権的使用の否定する彼等の言動が大正デモクラシー運動の一環として位置付けられるのかという課題である。既に、水戸・静岡・金沢の各都市を事例とした先行研究において、第一次世界大戦を画期とする都市社会への公的介入の進展は、既存の都市支配層を批判し、大正デモクラシーを担う勢力が都市基盤整備事業の実施や社会政策の実施を主張し、市政がこれに対応することを通じて具体化していったことが指摘されている。^⑪これらの詳細な検討は別稿に期したい。

① 筆者は伊藤水車への条例適用により、京都市が琵琶湖疏水から取水する全ての水力使用者に条例を適用したとは考えていない。一八九〇年の琵琶湖疏水開鑿時に、京都市は山科盆地北部山麓の農地を破壊したため、その償還水として灌漑用水を四ノ宮、御陵等から同農地に現在でも供給しているからである。ただし、伊藤水車の場合と事情が全く異なるのは、伊藤水車が格安の使用料で継続的に三四個の水を使用し私的利益を得ていたのに対し、山科地域へは春先の農繁期に一時的に数個の灌漑用水を供給するに過ぎず、疏水に依存しなくては同地域の灌漑用水を満たすだけの水源が極めて乏しい点にある。

② 京都市役所『京都市第拾式回統計書』（一九二〇年）二二六―二三七、同『京都市第貳拾式回統計書』（一九三二年）一四四―一四五。
③ 京都市の車道のシートアスファルト舗装の距離は、一九二八年に七九五八mであったが、三六年には約一〇倍の七九五六三mに増加している（京都市役所『京都市第貳拾参回統計書』（一九三三年）二六一、同『京都市第貳拾八回統計書』（一九三八年）二八五）。

④ 京都市『水利事業電気事業成績調査』（一九一九―一九三〇年度）。「河川往復・河川定期占用・土木往復・池沼用悪水路・下水道」『京都府行政文書』大正一五一―一〇四。

⑤ 京都市『電気事業成績調査』（一九三三年度）一一九。同『電気事業成績調査』（一九三四年度）一一七。

⑥ 前掲『京都府議会歴代議員録』三〇八には、五代目庄兵衛は「昭和初年、水車創業百年を機として廃業」と記載されているが、二代目庄兵衛が水車業を開業したのは前記のとおり一八三三年であるから、それから一〇〇年目に当たる一九三三年に廃業したことは間違いないと考える。

⑦ 京都市『電気事業成績調査』（一九三二―一九三三年度）。

⑧ 京都市役所『京都市第拾参回統計書』（一九二二年）三九四。前掲『京都市第貳拾参回統計書』一三四。

⑨ 西尾・田中については京都府議会議事事務局編『京都府議会歴代議員録』（京都府議会、一九六一年）一五一、三三四、米田富一郎編『水平』一巻一号（水平社出版部、一九二二年七月）、佐々木については松尾稔宛著『大正デモクラシーの群像』（岩波書店、一九九〇年）三を参照。

⑩ 大石嘉一郎・金澤史男編『近代日本都市史研究』（日本経済評論社、二〇〇三年）、七〇六。

eventually granted the Sayama domain oversight, under the jurisdiction of the Osaka Machibuyo-sho.

The Sayama domain sought to control Sayamaike in order to serve its own interests, and to prevent disasters within its territory and in the vicinity of the lord's residence. For its part, the shogunate sought to involve the Sayama domain in the restructuring and management of rivers in the Kamigata region at that time, by granting it jurisdiction over the reservoir. In doing so, the shogunate also intended to help the domain with its efforts to avoid flood disasters within its own territory.

The Development of Water-Rights Projects and Traditional Water Rights in the Modern Japanese City: A Consideration of the Hydraulic Usage of the Itoh Waterwheel on the Kamogawa Canal Section of the Biwako Canal

by

SHIRAKI Masatoshi

In scholarly writing on water rights (*suiri*) during the modern era in Japan, the most studies have chiefly dealt with water rights for irrigation in farming area, and those dealing with city have been rare. The Biwako Canal project dealt with in this article was a public water-rights project managed as a municipal enterprise by Kyoto city from its beginning in 1892: it was precisely a water-rights project managed by a city administration. This enterprise was a multipurpose water-rights project in which water was to be used for various ends—waterpower, the generation of electricity, water transport—and not only for irrigation. It was social infrastructure that propelled the modernization of the city of Kyoto. Although previous studies of the history of the modern city in Japan have seen the formation of the “relationship between the *bürger* and *Öffentlichkeit*” (bourgeois or the citizens of the city and public space) in cities as advocated by German sociologist Jürgen Habermas as an indispensable object for verification, they have proceeded without inquiring fully into his concept of “the relationship between the bourgeois and public space.”

In this article, I reconsidered this concept and redefine “the relationship between the bourgeois and public space” as a relationship that fundamentally forbids special privileges or special exemptions, and binds everyone equally under the law stipulated as a result of the rational agreement among the bourgeois (citizens of the city) in the form of “public opinion.” Moreover, by focusing on the use of hydraulic power by the Itoh Waterwheel, a the rice-polishing waterwheel business that used water from the Kamogawa Canal section of the Biwako Canal project, I will clarify the process of the development of “the relationship of the bourgeois and public space” in the Kyoto municipal water-rights project.

Since the early modern era, the Itoh Waterwheel enterprise had been controlled by three persons: Itoh Kisaburou, Hayami Ritsu, and Itoh Shoubei. They were the most powerful rice-polishing waterwheel traders in Kyoto, and used and a large volume of water drawn from the Kamogawa River using a watercourse built along the east side of this river. During the water shortage of 1883, they were accorded relatively favorable terms in using and irrigation water from the Kamogawa River. But as municipal government of Kyoto City started the construction of Kamogawa Canal on the east side of Kamogawa River in 1894, this watercourse was demolished, and the Itoh Waterwheel could not draw water from the Kamogawa River at all. Therefore, they demanded compensation from the municipal government of Kyoto City due to this fact. This resulted in the municipal government accepting their demand. This allowed the Itoh Waterwheel to use large quantities of water from the newly built Kamogawa Canal at a discounted price as compensation for their loss. Thereafter, the municipal government recognized the traditional water rights of the Itoh Waterwheel that had been held since the early modern period, and continued to recognize their special right to use the Biwako Canal.

But with the economic development of the city of Kyoto after World War I, the first priority for the Biwako Canal project moved from water transport and waterpower to the generation of electricity, and with this change, waterpower began to be employed for various uses — not only rice polishing but also for industrial power, extinguishing fires, and supplying garden ponds, thus the granting of special usage rights to the Itoh Waterwheel became conspicuous. Upon the revision of the waterpower ordinance in 1920, the municipal government changed water rates in accordance with waterpower use. At this moment, the continued authorization of the special usage right granted the Itoh Waterwheel by the

municipal government became a great political issue in the Kyoto municipal council where it was seen as an unfair use of waterpower. However, municipal government was unable to justify its granting of special rights to the Itoh Waterwheel in response to these views. In contrast, the Kyoto municipal council demonstrated the legal basis for making clear that the special-right use was illegal, and passed a resolution demanding the Itoh Waterwheel pay appropriate fees for waterpower use based on the rate set by this ordinance. Therefore, Itoh Waterwheel sued objecting to the resolution. The municipal government of Kyoto City and Itoh Waterwheel argued whether their traditional water rights were a public legal contract or a private legal contract. However, in the end, Itoh Waterwheel's appeal was rejected by the government of Kyoto in 1926. The government formally decided that Itoh Waterwheel must pay a legal waterpower use rate in accordance with this ordinance.

In this way, traditional water rights in modern Japan were denied and dismantled by the city government on the basis of the resolution of the municipal council in Kyoto that was influenced by the diversification of water right usage due to economic development following World War I in Kyoto and the accompanying increase and discrimination in use in the waterpower use rate based on revision of regulations. This meant that a fairly balanced relationship between the costs and benefits to the citizens of the city within "the relation between the bourgeois and public space" first materialized in the 1920s. In other words, I believe that it can be claimed that the "the relationship between the bourgeois and public space," which forbade special privilege and special exemptions, was not first formed in the public water-rights project managed by the municipal enterprise in Kyoto city until the citizens had shown increased public interest in their private property rights after the World War, and this resulted in the rational agreement that applied the law to Itoh Waterwheel.